

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

犬山城は天文6年（1537）、織田信長の叔父である織田信康によって築城されたとされる。その後、目まぐるしく城主が交代するが、元和3年（1617）、尾張徳川家付家老である成瀬正成が城主となって以降は、近世を通して成瀬氏が城主を務め、明治維新を迎えた。このように犬山城は歴史が長く、文化財的価値も高く評価され、文化財として現在「史跡犬山城跡」（以下、「史跡」という）と「国宝犬山城天守」（以下、「天守」という）から構成されている。

犬山城が所在する城山は、昭和6年（1931）に名勝木曾川の一部として指定を受け、保護が図られてきたが、史跡としての観点から犬山城の歴史的価値を立証し、適切な保護を図るため、平成20年度から城郭内の遺構確認のための調査を開始し、『犬山城総合調査報告書』として取りまとめた。その成果を受けて、「戦国期から近世にかけての城郭の変遷、政治・軍事のあり方を知る上で重要である」として平成30年（2018）2月13日に国の史跡に指定された。

天守は明治24年（1891）の濃尾大地震で大きな被害を受け、一時は取壊しの可能性もあったが、明治28年に愛知県より、修理を条件に天守を含む全ての城地が旧城主である成瀬正肥に無償で譲渡された。その後、成瀬氏や旧家臣、地域住民の寄付金等により修復された。天守は昭和10年に国宝保存法により国宝に指定され、同27年、法律の改正により文化財保護法に基づく国宝に指定された。また、昭和36年から40年にかけて天守台も含めた解体修理が行われ、濃尾大地震の被害で取り払われた部分等の復原が行われたほか、解体に伴う調査によって天守の構築等も建築の観点から解明された。その後約50年を経て、経年劣化が進んだため、平成30年から部分修理と耐震補強工事を実施した。なお、愛知県から譲渡を受けて以降、天守は成瀬家の所有となっていたが、平成16年に財団法人犬山城白帝文庫（現公益財団法人）が設立され、個人所有から財団所有となった。

犬山城は、犬山市のシンボルとして市民の誇りであるとともに、多くの来訪者が歴史や文化に触れあえる場所でもある。犬山城の年間入場登閣者数は、平成15年に過去最低の19万585人にまで落ち込んだが、国宝天守や城下町に残る歴史的建造物等の「本物」を切り口とした観光キャンペーン等が奏効し、平成26年には50万人を超えるまでに回復した。

その後も来訪者は増え続け、平成30年には約62万人を数えるに至ったが、来訪者の増加や社会環境の変化に伴い、犬山城全体の保存・活用にあたっての様々な課題が生じており、こうした課題を解決しながら、保存と活用をバランス良く進めるための方策を検討する必要がある。また、天守は平成30年から令和元年（2019）にかけて部分修理が実施されたが、今後の保存管理をより効率よくかつ円滑に実行するために、防災や活用も含めた包括的な観点から計画を図る必要がある。

このような状況から犬山市では、先人が残してくれた貴重な文化遺産としてより価値を高め、確実に次世代に継承していくため、国宝天守としての建造物と史跡に指定された土地に関する保存活用計画を策定することとした。また、犬山城が史跡と天守から構成される以上、個々の指定文化財について別々で策定するのではなく、双方併せた「犬山城」として、目的とビジョンを共有した計画を策定するのが適切である。そこで、文化庁の助言を受け、史跡と天守の保存活用計画を一体化して策定することになった。平成30年度に天守の保存活用計画検討に着手し、令

和元年度からは、天守並びに史跡の保存、活用及び整備に関して必要な事項を検討するため、「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置し、令和2年度に「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」を策定した。

第2節 計画の目的

史跡の指定を受け、堀や石垣、城道、櫓や門、御殿などの城としての本質的価値である遺構について、これまで以上に適切な保存・顕在化及び活用を図る必要がある。また国宝天守についても、文化財的な特性を損なうことなく、よりよい状態で後世に引き継ぐ必要があるが、それぞれに次のような課題が生じている。

天守は築城以来、維持修理が実施されてきたが、入場管理施設として出入口にテントが設置されるなど、活用面で課題が残る。史跡指定地内の石垣は、構成する石材の劣化が進行し、状態が不安定になっていることが想定される。また、成長した樹木が石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼすとともに、天守の眺望も遮るようになってきていることに加え、修景の目的で植栽された樹木の高齢化が進行し、樹木の保護と整理も課題となっている。

また、天守内の説明板等や史跡指定地内に設置された管理・便益施設等は、公開・活用を図るうえで不可欠なものであるが、増加する来訪者への対応を踏まえつつ、その内容や配置及び形態や意匠については再考する必要がある。

さらには、史跡指定地外ではあるものの、大手門枳形跡地付近に位置している犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設という二つの公共施設用地の今後の取扱いについても、直近の課題となってきている。

これらの諸課題をここにクローズアップして、解決への方針及び方法を明確にし、犬山城の今後の保存管理に万全を期すると共に、中・長期的な観点から、歴史遺産としての保存・活用及び整備を計画的に推進することを目的として、国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画(以下、「保存活用計画」という)を定めるものである。

第3節 委員会の設置及び策定の経緯

保存活用計画の策定にあたっては、建築史学、遺跡整備、考古学、木質構造学、歴史学の各分野の学識経験者及び天守並びに土地の所有者の代表からなる「犬山城保存活用計画策定委員会」を設置し、計画の内容について指導を受けるとともに、文化庁や愛知県教育委員会(令和2年度より愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室)から助言を受けた。

1 委員会組織

表 1.1 委員会組織

| 役職 | 氏名(所属) |
|-------|--------------------------------|
| 委員長 | 麓 和善 (名古屋工業大学大学院 教授) |
| 学識経験者 | 安藤 直人 (東京大学 名誉教授 令和2年12月20日まで) |
| | 白水 正 (公益財団法人犬山城白帝文庫 歴史文化館館長) |

| | |
|--------|--|
| 学識経験者 | 鈴木 正貴 (愛知県埋蔵文化財センター 主任専門員) |
| | 千田 嘉博 (奈良大学 教授) |
| | 高瀬 要一 (元奈良文化財研究所 文化遺産部長) |
| 所有者 | 岡地 喜代春 (宗教法人針綱神社 代表役員) |
| | 成瀬 淳子 (公益財団法人犬山城白帝文庫 理事長) |
| | 成瀬 正浩 |
| | 水谷 守 (宗教法人三光稲荷神社 代表役員) |
| | 宮田 昭男 (公益財団法人犬山城白帝文庫 副理事長) |
| オブザーバー | 文化庁 (文化資源活用課、文化財第二課) |
| | 愛知県教育委員会 (生涯学習課文化財保護室) (令和2年度より愛知県 (県民文化局文化部文化芸術課文化財室)) |
| 事務局 | 犬山市教育委員会 教育部 歴史まちづくり課 |

*敬称略、五十音順

2 委員会開催経過

表 1.2 委員会開催経過

| 開催日 | 議題 |
|--|---|
| 第1回 開催日：令和元年8月23日(金) 場 所：犬山市役所 2階 205 会議室 | ・犬山城保存活用計画策定について |
| 第2回 開催日：令和元年11月19日(火) 場 所：犬山市役所 5階 501・502 会議室 | ・天守の維持管理目的で行う行為の取扱基準について ・天守の防災計画について ・史跡犬山城跡の本質的価値について ・大綱・基本方針について |
| 第3回 開催日：令和2年2月4日(火) 場 所：犬山市役所 2階 205 会議室 | ・天守の防災計画について ・天守の活用整備について ・史跡犬山城跡の本質的価値について ・地区区分及び各地区の現状と課題について ・大綱・基本方針について |
| 第4回 開催日：令和2年8月27日(木) 場 所：犬山市役所 2階 201・202 会議室 | ・大綱・基本方針について ・保存管理について ・活用・整備について |
| 第5回 開催日：令和2年11月10日(火) 場 所：犬山市役所 2階 201～203 会議室 | ・大綱・基本方針について ・保存管理について ・防災計画について ・活用・整備について ・運営・体制について ・今後の取組みについて |
| 第6回 開催日：令和3年3月2日(火) ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、 書面開催 | ・国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画(案)について |

3 パブリックコメントの実施

令和3年3月5日から3月30日までの26日間、計画案のパブリックコメントを実施した。

- (1)周知方法 市ホームページへの掲載、歴史まちづくり課、市役所1階ロビー、市立図書館及び出張所での閲覧
- (2)意見聴取方法 持参、郵送、FAX、電子メール
- (3)意見提出件数 ○件（個人○件、団体○件）
- (4)意見の内容 ○○○○○○○○○○○○○○
- (5)意見反映件数 ○件

第4節 他の計画との関係

保存活用計画の上位計画として「犬山市総合計画」、「犬山市教育大綱」及び「犬山市教育振興基本計画」がある。また、関連する計画として「犬山市都市計画マスタープラン」、「犬山市景観計画」及び「犬山市歴史的風致維持向上計画」等があり、犬山城の保存・活用・整備はこれらの計画との連携、整合を図りながら推進する必要がある。

1 上位計画

(1) 犬山市総合計画

市の最上位計画として、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的にまちづくりを進めるために定めるもの。平成23年3月に策定された第5次犬山市総合計画では、目指すまちの姿を「人が輝き 地域と活きる “わ” のまち 犬山」と定め、その実現に向けて市民と行政が共に実施していく施策を10のまちづくり宣言として取りまとめている。令和4年度までの12年間を計画期間とし、平成29年度以降の後期計画は、中間見直しによって「第5次犬山市総合計画 改訂版」となっている。

犬山城については、「宣言10 誰もが愛着のもてるまちをつくります！」の「基本施策38 歴史・文化財」に位置付けられ、世界遺産登録に向けた活動や保存活用計画策定に向けた調査研究の推進、犬山城、文化史料館を拠点とした歴史と文化のネットワークの構築などが「目指す姿」として記載されているほか、公益財団法人犬山城白帝文庫との連携が「施策の展開方向」として示されている。また、犬山城城郭遺構調査事業が「重点事業」に位置付けられている。

表1.3 第5次犬山市総合計画改訂版の概略

| 目指すまちの姿 | 人が輝き 地域と活きる “わ” のまち 犬山 |
|---------|--|
| まちづくり宣言 | 1. 健康市民であふれるまちをつくります！ 2. 自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます！ 3. 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます！ 4. まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます！ 5. 誰もが安心して暮らせるまちをつくります！ 6. 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます！ 7. 環境と調和したまちをつくります！ 8. 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます！→城下町地区の景観保護 9. 豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します！ 10. 誰もが愛着のもてるまちをつくります！ |

| | | |
|------|---|--|
| 基本施策 | 38 歴史・文化財 | |
| | 犬山城や城下町をはじめとする歴史や文化財に対する市民の意識を啓発するとともに、計画的な保存や活用、施設を拠点とした歴史と文化のネットワーク化などにより、魅力の向上を図ります。 | ■個別施策 381 歴史・文化財の理解と意識の高揚 382 歴史・文化財の保存・活用 383 歴史・文化のネットワークづくり 384 城下町地区の整備 |

(2) 犬山市教育大綱

「犬山市総合計画」に掲げる「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」の実現のために、市の教育の根本的な方針として、(1) 基本理念（生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり）(2) 教育の担い手（家庭、地域、子ども未来園・学校、市・教育委員会）の役割 (3) 取組みの方向性（学ぶ、繋がる、創る）を定めたもの。対象は、学校教育だけでなく、幼児教育、生涯学習、歴史文化など教育に関わるすべての分野にわたり、期間は平成29年度から令和4年度までの6年間となっている。

(3) 犬山市教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づき地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、犬山市教育大綱のもと、教育に関する個別の施策と具体的な取り組みを定めたもの。計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間。

犬山城に関しては、「4. 学びを広げる【歴史まちづくり課】」の目標1「歴史・文化財の保存・活用を図ります。」の中に、「施策1 犬山城城郭保存活用事業」、「施策2 犬山城天守保存修理事業」が位置づけられている。

2 関連計画

(1) 犬山市都市計画マスタープラン

第5次犬山市総合計画や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すもの。目指すべき将来像の実現に向け、将来の土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されている。

計画期間は平成23年度から令和4年度で、総合計画の改訂に合わせて平成28年度に見直しがおこなわれた。

「第5次犬山市総合計画」において掲げられた「人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山」を将来都市像とし、将来都市像実現のための4つの都市づくりの目標と目標ごとの都市づくりの方針を定めている。

犬山城が所在する犬山地域については、地域別構想の中で「楽しく歩ける安全・安心なまち」、「地域の歴史・文化や人のつながりが守られみんなが訪れたいまち」、「玄関口にふさわしいにぎわいと新たな活力が生まれるまち」の三つのまちづくり目標が定められ、目標実現に向けたまちづくりの方針の一つとして「犬山城城郭調査」や「犬山城世界遺産登録」の推進、「福祉会

館のあり方」の検討などが位置づけられている。

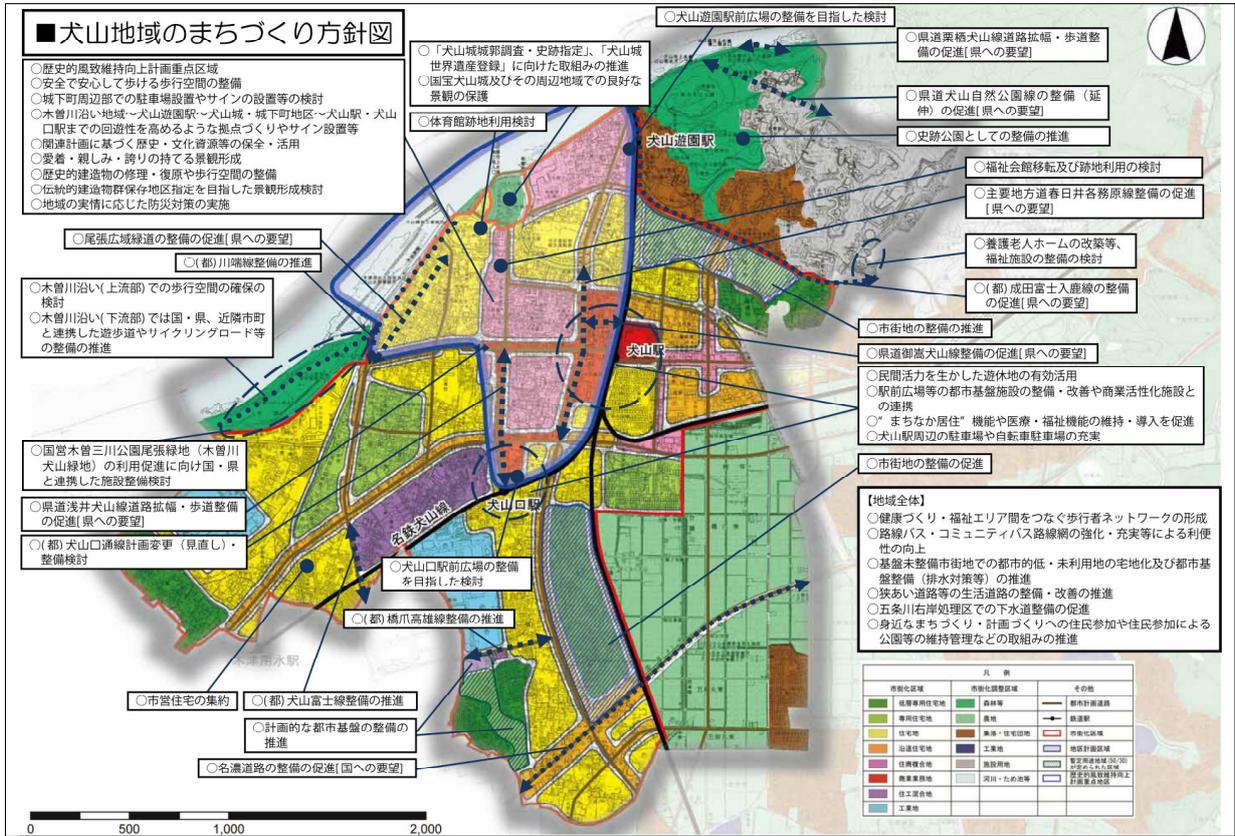


図 1.1 犬山地域のまちづくり方針図(都市計画マスタープラン)

(2) 犬山市景観計画

市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づき定められたもの。市全域を「景観計画区域」とし、景観計画区域を3つの地域(①犬山城周辺地域、②市街地地域、③東部丘陵・里山地域)に大別し、それらをさらに詳細な8つの範囲(ゾーン)に分け、それぞれについて、良好な景観形成に関する方針と建築物の形態・意匠に対するルールを設定している。

国宝犬山城天守は、「景観の核(拠点)をつくる」構成要素の一つに位置付けられているが、史跡指定地の一部(城山エリア)は、「景観計画区域外」になっている。また史跡指定地の南西側及び犬山市福祉会館跡地、大手門まちづくり拠点施設は、「犬山城周辺地域(城下町ゾーン)」に含まれており、歴史的な趣が感じられる建造物等をできるだけ原形の状態でも保存し、必要に応じて修理するとともに、新たに建てられる建築物に対しては周囲との調和に配慮しながら景観形成を進め、地区全体が城下町としての調和のとれたまちとなるよう取り組むという方針が定められている。

景観計画区域では「美しい景観づくりのためのルール」が適用され、建築等の行為に制限がかけられている

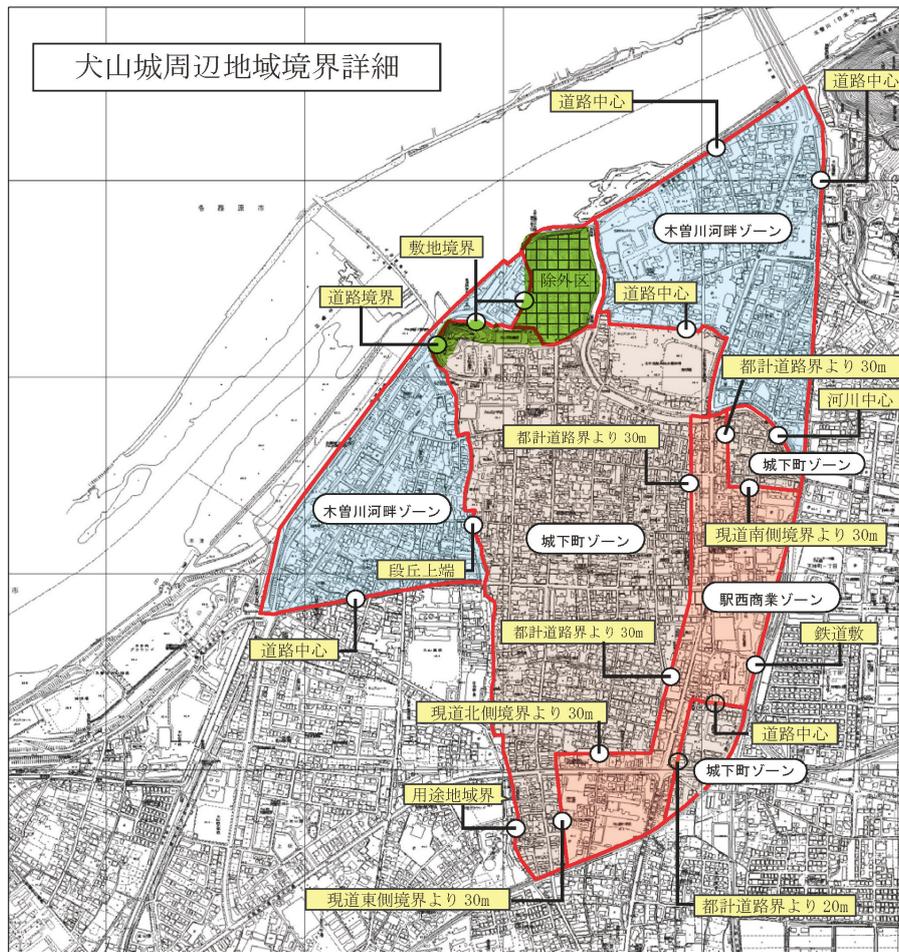


図 1.2 史跡指定地周辺の犬山市景観計画区域区分図
 (平成 20 年度犬山市景観計画内図版より抜粋、一部加工)
 (地図内緑の網掛け部分は史跡指定地)

(3) 犬山市森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林施業に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするものである。市町村森林整備計画に従った森林の施業及び保護を確保していくために、(1) 伐採および伐採後の造林の届出制度、(2) 森林の土地所有者の届出制度、(3) 施業の勧告(要間伐森林制度)、(4) 森林経営計画制度等の措置が森林法によって講じられている。計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間。

史跡指定地には、「地域森林計画」の対象となる民有林(地域森林計画対象民有林)も含まれている。

「地域森林計画対象民有林」は、都道府県知事が策定する「地域森林計画」を指針として策定、「森林整備計画」(市町村策定)に沿って維持ならびに整備が行われるため、開発行為を行おうとする場合は、愛知県知事の許可を必要とする。国または地方公共団体による行為は適用除外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。また、立木の伐採を行う際には犬山市長への届出が必要となる。



図 1.3 犬山市森林整備計画の対象となっている民有林の範囲

(4) 犬山市歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な方針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的として策定するもの。平成31年3月に国の認定を受けた第2期計画は、計画期間を令和元年度から10年度までの10年間としている。

犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曾川周辺に見る歴史的風致」、「古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の6つを位置付け、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、文化財の保存及び活用に関する事項等について定めている。

犬山城周辺は、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域である「重点区域」に位置し、「犬山城城郭調査事業」、「犬山城天守修理事業」、「福祉会館解体事業」は、歴史的風致維持向上に資する事業とされている。



図 1.4 犬山市歴史的風致維持向上計画の概要（第2期）
（犬山市歴史的風致維持向上計画（概要版）より抜粋）



図 1.5 犬山市の重点区域における施策・事業概要（第2期）
（犬山市歴史的風致維持向上計画（概要版）より抜粋）

第5節 計画の実施

1 計画期間・計画の見直し

保存活用計画の実施にあたり、犬山市は関係者、関係機関、関係部署等への周知に努めるものとする。計画期間は令和3年(2021)4月1日から令和13年(2031)3月31日までとし、今後の学術調査・研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。その際には所有者並びに関係者等と協議を図り、お互いの合意に基づいて進めることとする。

また、計画の内容を変更する際には、文化庁及び愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室の指導・助言を仰ぎながら、合意を形成したうえで行う。

2 作成者

犬山市

3 計画対象範囲

史跡犬山城跡は、現存国宝天守を有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡であり、平成30年2月13日に国の史跡に指定された。

さらに、現在、犬山市福祉会館跡地や大手門まちづくり拠点施設が位置する場所は、絵図、古写真等の史料調査及び過去の発掘調査により大手門枳形跡にあたとされている。犬山市福祉会館跡地については今後、発掘調査を実施して遺構の残存状況を確認したうえで、史跡の追加指定を検討している。大手門まちづくり拠点施設についても、建築物が撤去される場合には、同様の措置を執る方針である。

以上のことから、この保存活用計画では、国宝天守を含む史跡指定地と追加指定候補地である犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設の敷地を計画対象範囲とする。計画対象範囲については図1.6に示す。

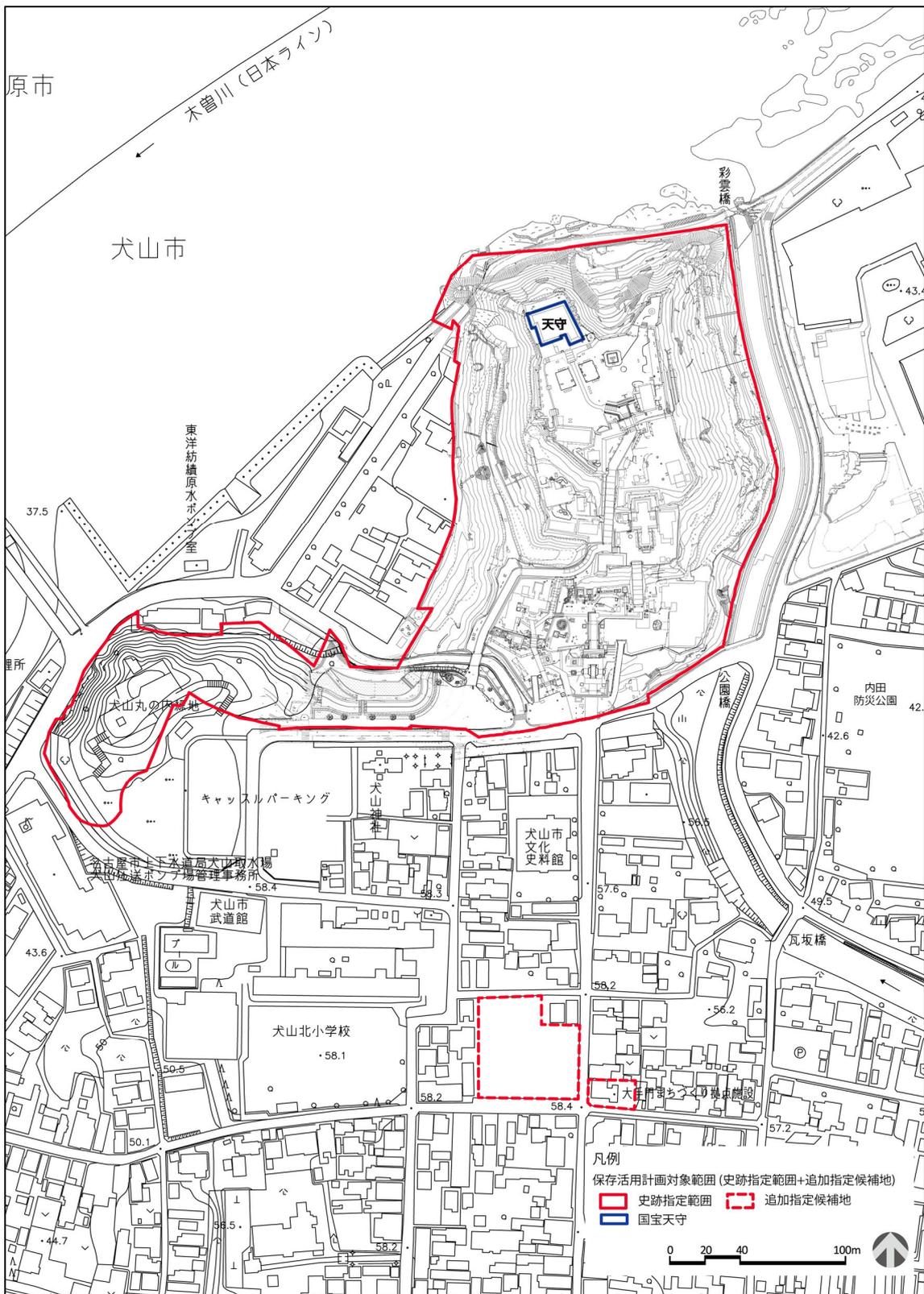


図 1.6 計画対象範囲